

## 名寄市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名寄市建設工事執行規則第2条の規定に基づき、名寄市が発注する建設工事に係る元請・下請の適正化を図ることを目的とする。

### (一括下請負の禁止)

第2条 元請業者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせ、又は不必要な重層下請をさせてはならない。

### (下請業者の選定)

第3条 元請業者は、下請施工をさせる場合には、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況及び下請との取引の状況等を総合的に勘案して、優良な業者を選定しなければならない。

### (下請契約の締結)

第4条 下請契約の当事者は、契約の締結にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 契約の当事者は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条の内容を備えた書面による契約を締結すること。

なお、契約書には下請契約等における暴力団排除に関する特約を添付すること。

(2) 契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工条件を明確にするとともに適正な工期及び工程を設定すること。

(3) 請負代金の設定については、施工責任範囲及び施工条件等を反映したものとする。

(4) 請負代金の決定は、下請業者から法定福利費を内訳明示した見積書の提出を求めるとともに提出された見積書の内容を尊重し、協議を行うなど適正な手順によること。

(5) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由なく請負代金を減じるなど、自己の取引上の地位を不当に利用しないこと。

### (下請業者の届出)

第5条 発注者から直接建設工事を請け負った元請業者は、工事の一部を下請に付した場合は、下請金額にかかわらず全ての工事について、下請業者選定通知書により発注者に提出しなければならない。

### (下請代金の支払等)

第6条 下請代金の支払等については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

(2) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、手形併用の場合も現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分は現金払とする。

(3) 手形期間は90日以内で、できる限り短い期間とし、一般の金融機関による割引が困難な手形を交付しないこと。

(4) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは下請業者に対し、資材の購入、建設労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払すること。

(5) 元請業者は、下請業者に対して、建設工事に必要な資材を元請業者から購入させる場合には、下請代金の支払期日前に当該資材の代金を支払わせないこと。

(6) 元請業者は、下請業者が倒産又は資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関わる建設労働者等の関係者に対して、請負代金及び賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分指

導すること。

(施工体制台帳等の提出)

第7条 発注者から直接建設工事を請け負った元請業者は、発注者が設計図書等で指定する工事において下請契約を締結した場合は、全ての下請業者を把握するとともに、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載した下請契約書の写し等を添付した施工体制台帳（以下「台帳」という。）を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、台帳の写し及び下請代金の額が明記された全ての下請契約書の写しを発注者に提出すること。

2 元請業者が前項の台帳を作成したときは、その台帳を元に施工体系図を作成の上、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。また、工事完了時には施工体系図の写しを作成し、工事契約約款に規定する工事完了通知書とあわせて発注者に提出すること。

(下請における雇用管理等)

第8条 元請業者は、下請契約により定められた事項を適正に履行するよう指導、助言その他の援助を行うとともに、適正な工程管理の実施、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働保険料の適正な納付等措置を講じなければならない。

(任意保険等)

第9条 元請業者は、任意の労災補償制度及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入し、万一の事故に備えて十分な対策を講ずるように配慮しなければならない。

(勤労者退職金共済機構への加入)

第10条 元請業者は、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）への加入並びに証紙の購入及び共済手帳への貼付について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、機構に加入するとともに、その建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象となる労働者について証紙を購入、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 発注者から直接建設工事を請け負った元請業者は、退職金制度適用届と建設業退職金共済掛金収納書届を工事契約締結時に発注者に提出すること。なお、期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙購入をあわせて申し出ること。
- (3) 元請業者が下請契約を締結する場合は、下請業者（2次以下の下請負人を含む。以下同じ。）に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する本制度の対象労働者数及びその延べ就労日数を的確に把握するとともに、これらの対象労働者について必要となる証紙をできるだけ一括して購入し、現物により下請業者に交付すること。ただし、現物交付が困難な場合は、共済掛金相当額を下請代金中に算入すること。
- (4) 元請業者は、元請業者及び下請業者が雇用した対象労働者への証紙貼付実績について、名寄市発注工事に係る元請業者による建設業退職金共済制度事務処理要領第6条に規定する報告書等を、工事契約約款に規定する工事完成通知書とあわせて発注者に提出すること。

(資材業者の保護)

第11条 元請業者は、第4条に規定する下請契約を締結した業者のほか、資材業者、仮設機械又は仮設機械リース業者に対しても、法における下請業者の保護の規定に準じて適正に処置すること。

(工事事故防止)

第12条 建設工事の施工にあたっては、保安要員の適正配置、地下埋蔵物に対する取扱いの配慮及び従業員の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めるとともに、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払わなければならない。

(実態調査)

第13条 市長は、この要綱に掲げる事項については、必要に応じ、元請業者及び下請業者の協力のもとに実態調査を行うものとする。

（市の指導・助言等）

第14条 市は、次に掲げるところにより、この要綱の円滑かつ適正な施行を図るものとする。

(1) この要綱の遵守に関し、元請業者に対して必要に応じ指導又は助言を行うこと。

(2) 元請業者及び下請業者がこの要綱を遵守しない場合において、必要があると認めるときは、名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱第10条に基づく適切な措置を行うこと。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。